

掛川市水道事業管理告示第5号

掛川市水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成17年掛川市水道事業管理規程第10号）第5条の規定に基づき、掛川市水道事業指定給水装置工事事業者を指定したので、同規定第10条第1号の規定により告示する。

令和5年5月1日

掛川市長 久保田 崇

記

事業者名 : 指定番号332号 有限会社竹美屋工務店

指定期間 : 令和5年5月1日から令和10年4月30日まで

以上